

答申行政第103号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年2月7日付け、〇〇局農第50501号で行った公文書一部開示決定（以下、「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和3年11月30日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、〇〇市〇〇町〇〇外17筆の林地開発に係る書類全て（前回許可と現許可との間に許可申請者等と何らかのやり取りを交わした文書）に関する開示請求を行った。
- 2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、〇〇市〇〇町〇〇における林地開発行為に係る書類全て（前回許可と現許可との間に許可申請者等と何らかのやり取りを交わした文書）と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和4年2月7日付けで審査請求人に通知した。
- 3 本件処分において実施機関が掲げた非開示の理由は、別紙「非開示箇所及び非開示理由の一覧」及び「非開示理由の詳細説明」のとおりであった。 注）別紙は省略
- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年2月11日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和4年4月7日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
条例に基づき公開すべき文書を公開していないので、処分取消しの上、非公開になっている文書の公開を求める。さらに、開示の実施は、CD-Rですべきとの答申を求める。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書、反論書において主張している審査請求の理由は、おお

むね次のとおりである。

実施機関は、条例が開示を原則としているにもかかわらず、条例第7条第2号・第3号、第8条第1項及び第24条に該当するとして、非公開としているのは不当である。非開示理由は不合理であり具体的かつ客観的ではないので、例外であるべき非開示理由に該当しない。この非開示理由は、実施機関の隠蔽体質を表している。公文書に関する歴史的事実が隠され、国民の検証ができなくなり、公務員が責任を持つてなくなる。条例第7条各号は例外規定であるから、非開示の場合は、開示したときの具体的な不利益等を説明する必要がある。土地造成や盛土に係る社会情勢を考えると、文書公開による公益性に配慮する必要がある。よって、全ての情報が開示されなければ、条例に違反する。

開示の方法について、CD-Rによる交付を求めたが、文書のみでの交付に限定したのは、実施機関がホームページで紹介している公文書開示請求の手續に係る記載の方法と異なっている。CD-Rでの交付を認めるべきである。実施機関が文書を電子データで保有していることを確認しており、これは条例に定める「ビデオテープ及び録音テープ以外の電磁的記録」に該当する。以上の理由から、対象文書をCD-Rで交付しなければ条例に違反する。本件処分は、公開すべき文書を公開していないため、取消しのうえ、非開示文書の公開と開示方法をCD-Rとしなければ著しく社会正義に反する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

1 非開示理由について

- (1) 請求のあった公文書のうち、別紙「非開示箇所及び非開示理由の一覧」に示す「No.5、46、53、62、65、67、71の書類」に記載されている個人の『氏名』、『電話番号』及び『印影』については、個人に関する情報であり、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるとともに、個人の署名は、契約等において個人認証に用いられる場合があり、その筆跡を公にすることにより、何人かにより筆跡が模倣され、不当な目的で利用される可能性が否定できず、このことにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し非開示とした。
- (2) 請求のあった公文書のうち、別紙「非開示箇所及び非開示理由の一覧」に示す「No.1～4、6～11、14、19、21～23、26、29、34、41、44、50～51、61～62、64～66、69の書類」に記載されている個人の『住所』、個人が所有する土地の『地番』・『面積』・『権利の種別』、『林地開発行為をしようとする区域（林地開発区域）』、『林地開発区域内の土地（地番）の形状』については、誰もが閲覧することができる地方法務局・支所等の不動産登記簿や公図と照合することにより、開発に係りのある権利を有する特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当し非開示とした。
- (3) 請求のあった公文書のうち、別紙「非開示箇所及び非開示理由の一覧」に示す「N

o.1～2、4～9、11、14、18、21、23、25、27、29、33、36～37、39、41、43、45、50～62、64～66、70の書類」に記載されている法人の『印影』については、一般に法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、何人かにより印影が複製され、不当な目的で利用される可能性が否定できず、このことにより当該法人の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し非開示とした。

(4) 請求のあった公文書のうち、別紙「非開示箇所及び非開示理由の一覧」に示す「No.1～29、31～65、67、69、71の書類」に記載される法人の『名称(氏名)』、『電話番号等』、『ロゴマーク』は、特定の法人等を識別することができる。

また、別紙「非開示箇所及び非開示理由の一覧」に示す「No.1～11、14、17～19、21～29、31、33～34、36～37、39、41、43～46、50～62、64～67、69、71の書類」に記載される法人の『住所』、法人が所有する土地の『地番』・『面積』・『権利の種類』、『林地開発行為をしようとする区域(林地開発区域)』は、誰もが閲覧することができる地方法務局・支所等の不動産登記簿情報と照合することにより、開発に関係のある権利を有する特定の法人等を識別することができる。

これらの法人等の情報のうち、事業用地内の土地に所有権が登記されていない法人等の情報については、本件事業者と法人その他の団体との間で、何らかの取引関係が存することをうかがわせる情報となる。

また、事業用地内の土地に所有権が登記されている法人等の情報は、事業用地内において、本件事業者と何らかの取引が行われていることが推認できるが、取引の形態までは公知の事実とは言えない。当該情報が記録されている文書の状況から鑑みれば、このような情報を公にすることにより、本件事業者と法人その他の団体との間で行われている取引の形態をうかがわせる情報となる。

一般的に特定の法人等の取引先の名称及び取引の内容を示す情報は、これを公にすることにより、競争事業者が当該情報を収集することが容易となり、このことを通じて当該法人等の経営管理上の方針やノウハウを踏まえて経営戦略を立てることができる。

以上のように、一般的に当該情報は当該法人等の内部管理情報として管理される性質のものであり、当該法人等との取引関係がある事実及びその形態を公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し非開示とした。

さらに、上記法人等の情報のうち、事業用地内の土地に所有権が登記されている法人等の情報は、地方法務局・支所等の不動産登記簿情報と照合することにより、本来知り得ない『林地開発行為をしようとする区域』に含まれる地番の一部が特定され、また、開示した当該法人等が所有する土地に関する情報を登記簿や公図、開発図面等の種々の情報と照合することにより、開発区域全体の地番全てが特定されることになるが、開発区域には、当該法人等が所有する土地以外にも含まれることから、これらの土地の所有者の特定にも繋がり、ひいては、上記(1)に関する開発に關係のある権利を有する特定の個人を識別できることから、当該情報の公開により、個人の権利利益を害するおそれがあるため、併せて条例第7条第2号の規定に

も該当し非開示とした。

- (5) 請求のあった公文書のうち、別紙「非開示箇所及び非開示理由の一覧」に示す「No. 2、34の書類」に含まれる『丈量図』については、非開示情報である個人が所有する土地の『地番』、『林地開発区域内の土地（地番）の形状』、法人の『名称（氏名）』、『電話番号等』、『ロゴマーク』、法人の『住所』、法人が所有する土地の『地番』を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるため、条例第8条第1項に該当し全部非開示とした。
- (6) 請求のあった公文書のうち、別紙「非開示箇所及び非開示理由の一覧」に示す「No. 65の書類」に含まれる『不動産登記簿』は不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条の規定、『法人登記簿』は商業登記法第10条の規定により、何人も地方法務局・支所等において写しの交付を請求することができることから、当該文書の写しの交付に関しては条例第24条に該当し、不動産登記法、商業登記法（昭和38年法律第125号）の定めるところによるべきものとなるため、開示の方法として写しの交付を求めている本件の開示請求に係る対応としては、全部非開示とした。

2 開示の実施方法について

条例15条本文の規定は、文書の写しの交付の方法について、実施機関の定める方法により行うことと定めている。本件の開示方法においては、実施機関である岡山県知事が定めた要綱の関係規定への適用について、次のように考え対応した。

請求のあった公文書のうち、別紙「非開示箇所及び非開示理由の一覧」に示す「No. 30、68の書類」は全部開示としたが、これらの書類は「文書、図面又は写真」に該当することから、岡山県行政情報公開事務取扱要綱（以下、「要綱」という。）「第3 公文書開示に係る事務処理」、「4 開示の実施」、「(4) 公文書の写しの交付」の規定により、当該公文書の原本を複写機で複写することにより交付するとした。

また、別紙「非開示箇所及び非開示理由の一覧」に示す「No. 30、68以外の書類」は一部非開示としたが、これらの書類は「文書、図面又は写真」に該当することから、要綱「第3 公文書開示に係る事務処理」、「4 開示の実施」、「(6) 公文書の一部開示」の規定により、非開示部分を覆って複写したものを開示するとした。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例は、公文書の開示義務等について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ 略

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ 略

四～七 略

（公文書の一部開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 略

（他の制度との調整）

第24条 法令等（岡山県議会情報公開条例（平成13年岡山県条例第84号）を除く。）の規定により、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該公文書の閲覧又はその写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

3 非開示条項該当性の具体的な検討について

実施機関が非開示とした情報が、上記2で示した、条例で定める非開示情報に該当するか否かについて具体的に検討する。

（1）条例第7条第2号の該当性について

審査請求のあった公文書には、開発に係る個人に係る氏名、電話番号、印影及び署名の記載が認められる。これらは個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるとともに、個人の権利利益を害するおそれがあることが認められる。また、同公文書には開発に係る土地に関する情報の記載が認められ、この情報を開示した場合、不動産登記簿等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号の規定に該当するものと認められる。

(2) 条例第7条第3号該当性について

審査請求のあった公文書には、特定の法人等が識別できる情報の記載が認められるが、これらの情報は、現在の事業者と何らかの取引関係が存在することが想定され、当該取引に関与していることやその内容が公になれば、競合他社による対抗的事業活動等が可能になることが想定される。また、法人の印影については、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、何人かにより印影が複製され、不当な目的で利用される可能性が否定できない。したがって、これらの情報については、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものと認められる。

(3) 条例第8条第1項の該当性について

審査請求のあった公文書には、地番の記載された図面が含まれているが、当該図面における非開示情報と認められる地番を除いた部分については、有意な情報は存在しないことから、条例第8条第1項に該当するものと認められる。

(4) 条例第24条の該当性について

審査請求のあった公文書には、不動産登記法及び商業登記法により写しの交付を請求することができる情報が存在することから、当該情報については、条例第24条に該当するものと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第3の2のとおり、情報公開制度の運用（交付方法）に関して主張しているが、その内容は情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 4 月 7 日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 6 月 3 0 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和4年 7 月 2 7 日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和4年 8 月 3 0 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和4年 9 月 3 0 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和4年 1 1 月 8 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 吉備の杜推進室プログラムディレクター	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。